平成２８年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市相田181番地202
債務者　殿畑　裕輝
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２号
宮城県気仙沼市南郷25番地１　市営南郷住宅１―503
債務者　木戸浦久美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１１６号
福島市八木田字井戸上114番地の３　ビューバレー井戸上202号室
債務者　石山あゆみ
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０００号
神戸市灘区岩屋南町４番52―303号
債務者　東山松二郎
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２０号
神戸市垂水区中道２丁目１番16―402号、従前の住所兵庫県尼崎市立花町４丁目６番26―802号
債務者　渡辺　香織（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３５号
神戸市兵庫区西出町１丁目19番１―404号
債務者　長尾　和彦
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３８号
神戸市須磨区北落合４丁目１番１号　メゾンパル２―101号
債務者　櫻井　　強
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３９号
神戸市中央区琴ノ緒町１丁目10番11号アコルデバルク三宮601号室
債務者　大川　翔太
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目16番16―603号、前住所鳥取県米子市皆生温泉１丁目16番16―503号
債務者　得田　律子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３４７号
愛媛県松山市和気町１丁目1785番地８
債務者　佐々木太郎
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７３号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷2221番地
債務者　寺田　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷860番地
債務者　小幡　英輝
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第３７８号
宮崎市城ケ崎２丁目７番地15　城ケ崎コーポＡ棟206号、前住所宮崎市田代町129番地　グラン宮崎605号
債務者　築城　康正
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市上之園町15―18―503、住民票上の住所福岡県福岡市東区和白５丁目30番８号
債務者　林　　洋平
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８１号
鹿児島県阿久根市脇本8221番地10
債務者　洲崎　祐樹
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
鹿児島県薩摩川内市上川内町4945番地２セントラルヤタテ102号
債務者　日野林清志
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道小樽市山田町２番３号　妙見三番街アカシア荘Ｃ号室、前住所北海道小樽市花園２丁目10番22号
債務者　本間　喜久
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部